

人権擁護委員制度をご存知ですか？

○「人権擁護委員」ってどんな人？

「人権擁護委員」は、湯浅町長が推薦し、法務大臣から委嘱された方々です。地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害から被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるよう啓発活動を行ったりしています。



ピンクのベストを着て啓発をしています！

○6月1日は「人権擁護委員の日」です！

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。全国人権擁護委員連合会では、この日を「人権擁護委員の日」と定め、より一層の人権尊重思想の啓発に努めています。

湯浅町には、次の5名の人権擁護委員がおられます。（敬称略）

- | | | |
|---------------------|--------------------|---------------------|
| ●星山 俊二
ほしやま しゅんじ | ●中尾 一平
なかお かずひら | ●平林 園子
ひらばやし そのこ |
| ●宮井 義和
みやい よしかず | ●堀田 正
ほりた たかし | |

湯浅町 特設人権 電話相談

「人権擁護委員の日」にちなみ、下記のとおり特設人権電話相談を開設します。

- 日 時 6月1日(水) 10:00~16:00
- 電話番号 ☎64-1126 (総合センター)

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、会場での対面による相談は、行っておりません。
※相談は無料で秘密は守られます。人権擁護委員が相談に応じますので、お気軽にご相談ください。

地震災害時の安全な避難のために！ ブロック塀等耐震対策事業

補助率1/2
補助額は
最大10万円

ブロック塀等の撤去と改善に要する
工事費及び工事に伴う諸経費が対象

ご自宅や持ち家のブロック塀等の改修をご希望の方は、まずはご連絡ください。

☎ 総務課地域防災係 (16番窓口) ☎ 64-1108

地域包括支援 センターだより

☎ 地域包括支援センター
(14番窓口)
☎64-1120



認知症を知り、地域で支えよう！

国の推計では、全国の65歳以上の4人に1人は認知症または認知症になるかもしれない予備軍だと言われ、認知症は私たちの身近なものとなっています。

認知症の方と家族のつどい「ぴあサロン」に参加しませんか

認知症とうまく付き合っていくために、家族だけで抱え込まないで、同じ立場の方達と話をしてみませんか？

同じ仲間同士で悩みを打ち明けたり、情報を交換することで、不安を解消しましょう。認知症のご本人・ご家族・認知症の方を介護したことのあるご家族の皆様の参加をお待ちしています。

場 所 湯浅いき蔵 3階会議室

参加費 無料

日 時 毎月1回 実施

参加は自由です (申込不要)

- ・認知症の方のみの参加
- ・認知症の方を介護されている家族のみの参加
- ・認知症の方とその家族と一緒に参加

令和4年	令和5年
5月26日(水)	1月26日(水)
6月30日(水)	2月16日(水)
7月28日(水)	3月30日(水)
8月25日(水)	
9月22日(水)	
10月27日(水)	
11月24日(水)	
12月22日(水)	

認知症について

「会場まで出向くのが難しい」
「今すぐ話をきいてほしい」
「みんなと話をするのが苦手」
「個別で相談を聞いてほしい」
と言う方は電話相談・訪問相談もしています。

認知症サポーターになりませんか

●認知症サポーターってなに？

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者です。

認知症サポーターになるために、認知症サポーター養成講座を町内で随時開催しています。おおむね5人以上を対象に講師を無料で派遣しています。興味のある方は、お気軽にご相談ください。

受講すると、サポーターの証「オレンジリング」をお渡します。

